

「生活保護制度に関する国と地方の協議」の開催について

平成23年5月30日

1. 開催の趣旨

生活保護制度を取り巻く現状として、急増する稼働能力のある生活保護受給者等に対する自立、就労支援及び貧困の連鎖の防止が喫緊の課題となっている。

また、生活保護受給者から不当に保護費を徴収する、いわゆる貧困ビジネスや向精神薬の転売をはじめとする医療扶助の不正受給等、生活保護受給者を利用した不正事件が横行する等、制度への信頼を揺るがす問題が深刻化している。

さらに、生活保護受給者の急増への対応に迫られる地方自治体も、生活保護制度の抜本改革に向けた国の早急な対応を求めており、制度改革に向けた具体的な提案を示しているところ。

こうした課題を受け、生活保護制度（生活保護法）の見直しを検討する場として、「生活保護制度に関する国と地方の協議」（以下「当会合」という。）を開催することとする。

2. 構成員

当会合の構成は次のとおりとする。

谷本	正憲	石川県知事
平松	邦夫	大阪市長
岡崎	誠也	高知市長
吉田	隆行	広島県坂町長
細川	律夫	厚生労働大臣
大塚	耕平	厚生労働副大臣
岡本	充功	厚生労働大臣政務官

3. その他

(1) 当会合の庶務は、厚生労働省社会・援護局において処理する。

(2) その他当会合の運営に関し必要な事項は、当会合が定める。

「生活保護制度に関する国と地方の協議」 検討課題と今後の進め方について

1. 検討課題

- 課題1：生活保護受給者に対する就労、自立支援
- 課題2：医療扶助や住宅扶助等の適正化
- 課題3：生活保護費の適正支給の確保
- 課題4：第2のセーフティネットと生活保護との
関係整理 その他

2. 今後の進め方

5月30日

- ハイレベル会合開催
 - ・ 生活保護制度の現状等について
 - ・ 今後の進め方について

6月～7月末

- 月2～3回の頻度で実務レベルでの検討
 - ・ 国、地方自治体の取組の現状・課題について
 - ・ 論点の整理について 等

8月頃を目処

- ハイレベル会合において意見とりまとめ

「生活保護制度に関する国と地方の協議」における検討項目（案）

第1回生活保護制度に関する国と地方の協議（事務会合）	
平成23年6月13日	資料5

これまでの自治体からの提言、社会保障改革に関する集中検討会議に提出された資料や議論、ハイレベル協議における議論等を踏まえて整理したもの。

1. 生活保護受給者に対する就労、自立支援

（1）受給直後からの集中的かつ効果的な就労、自立支援

- ①期間を設定した集中的かつ強力な就労、自立支援についてどう考えるか
- ②稼働能力の有無の判定について、客観的に医師が診断する方法を含め、判定プロセスをどのように考えるか
- ③被災者（原子力発電所からの避難者を含む）からの生活保護申請の増加が見込まれる中で、被災者の事情に配慮した就労・自立支援策についてどう考えるか。

（2）就労、自立支援プログラムの充実・全国展開

- ①各自治体が具体的な自立・就労支援のための実施計画を策定し、また、就労支援について国と自治体との間で目標、支援対象の重点（「その他の世帯」の世帯主等）、役割分担等を明確化するなど、支援策の効果等を評価する仕組みについてどのように考えるか
- ②福祉事務所とハローワークや職業訓練施設等との一層の連携、就労支援機能の強化（就業機会の開拓、定着促進等）を図るために何が必要か
- ③就労能力があるが就労意欲の低い者を把握し、これらの者の意欲喚起を図る上で、専門的なカウンセリング事業等を含め、どのような対応が考えられるか
- ④企業への就労に結びつきにくい者に対する就業体験、ボランティア、社会参加等の社会的居場所づくり事業をどのように全国的に展開できるか
- ⑤受給者について就労支援プログラムや社会奉仕・貢献活動への参加を義務付けることについてどう考えるか

（3）自立、就労に向けたインセンティブの強化

①自立・就労インセンティブ強化の観点から、勤労控除の在り方や生活保護水準についてどのように評価するか

②就労収入を積み立て保護廃止時に還付する仕組みについてどう考えるか

（４）子どもの貧困連鎖解消に向けた取組

①一般世帯並の高校進学率を目指して、各自治体が子どもの貧困解消に向けた学習支援や進路相談等の実施計画を策定し、その効果等を評価する仕組みを設けることについてどう考えるか

②子どもの貧困防止対策として、学習支援、進路相談、養育相談等のメニューの充実ができないか

③福祉事務所と職業訓練・教育部門との一層の連携強化を図るために何が必要か

２．医療扶助や住宅扶助等の適正化

（１）医療扶助の適正化

①各自治体が医療扶助適正化に関する実施計画を策定し、その効果等を評価する仕組みを設けることについてどう考えるか

②自治体が電子レセプトを活用して、地域の医療扶助の内容を分析し、様々な適正化対策（医療機関に対する重点指導、重複受診・処方の適正化、後発医薬品の使用促進等）を講ずるに当たって課題は何か

③自治体（県等）と国（地方厚生局）とが連携した指定医療機関に対する指導監査体制の充実についてどう考えるか

④健康保険法上の保険医療機関との関係を整理しつつ、生活保護法上の指定医療機関の許認可の在り方についてどう考えるか

⑤指定医療機関を受診した際における患者負担の在り方についてどう考えるか

⑥医療費通知の費用対効果についてどう考えるか

（２）住宅扶助の適正化

- ① 貧困ビジネス対策として民主党で検討されている「被保護者等住居・生活サービス提供事業の適正化法（案）」について、どう考えるか
- ② 受給者本人の意思に反して保護費を搾取する等の貧困ビジネスに対して、現行法下で何ができるか
- ③ 住宅扶助について、現行の現金給付だけでなく、現物給付への拡大についてどう考えるか
- ④ 地域の家賃動向等に照らして、住宅扶助基準や敷金・礼金の水準等の地域差についてどう考えるか

（３）その他現物給付の活用

- ① 子どもの貧困防止対策として、学習支援、進路相談、養育相談等のメニューの充実ができないか（再掲）
- ② その他現物給付の在り方についてどう考えるか

３．生活保護費の適正支給の確保

- ① 実施機関の調査・照会範囲について、要保護者等の資産・収入以外に対象範囲を拡大することについてどう考えるか
- ② 金融機関に対する一括本店照会や年金記録の照会迅速化等、調査・照会事務の効率化・円滑化のために何ができるか
- ③ 銀行その他関係人に対して実施機関からの照会に対する回答を義務付けることについてどう考えるか
- ④ 不正受給に対する刑事罰の引上げについてどう考えるか
- ⑤ 不正受給に係る返還金と保護費との調整についてどう考えるか
- ⑥ 第三者行為による損害賠償請求権を実施機関に取得させることについてどう考えるか

⑦収入認定すべき公的給付を、給付機関から実施機関への委任払いとすることについてどう考えるか

⑧暴力団員該当性に関する警察当局への照会を徹底させるために何ができるか

⑨パーソナルサポートサービスの活用やライフライン関係事業者との連携等、保護すべき者の早期発見、漏給防止対策を徹底するために何ができるか

4. 第2のセーフティネットとの関係整理その他

①就労能力のある生活保護受給者に対して、求職者支援制度を生活保護制度に優先して適用することについてどのように考えるか

②求職者支援制度による給付金を受給する生活保護受給者について、訓練に出席しない等により支給が停止された場合は、保護の取扱いをどうするか

③福祉事務所とハローワークや職業訓練施設等との一層の連携、就労支援機能の強化（就業機会の開拓、定着促進等）を図るために何が必要か（再掲）

第1回「生活保護制度に関する国と地方の協議事務会合」概要

- 開催日時：6月13日（月）
- 平成23年5月30日開催のハイレベル会合において決定された検討項目や今後の進め方、地方自治体出席者から出された意見等を紹介。
本年8月目処の取りまとめに向けて、次回以降各論を議論することとし、今回は全体を通じて検討すべき事項の整理について意見交換。
- 厚生労働省及び地方自治体からの主な発言

1. 生活保護受給者に対する自立、就労支援及び第2のセーフティネットと生活保護との関係整理について

＜地方自治体発言＞

- 稼働能力の判定については、誰がどういう基準に基づいて判断するのか等、判定の在り方全体について議論すべき。
- 実施機関単位で自立支援計画を策定することについて、福祉事務所の現状では限界がある。ハローワークとの関係等も視野に入れた、基本的なところから議論する必要がある。
- 現行基金訓練の受講後にどの程度就労に結び就いているのか等、評価を確認したい。
- 国が考える雇用・労働施策と生活保護制度との関係、特に、雇用・労働施策は生活保護に優先する施策であり、国は失業者対策として第2のセーフティネットなどを整備していく（本来、生活保護は失業者対策ではない）という、スタンスについて確認したい。
- 期間を設定した強力な支援は重要だと考えており、更新制は難しいにせよ、更新制に代替できるものはないか検討していただきたい。
- 過去の自治体側からの提案は「期間を区切った集中的な就労支援」であり、この協議の場においても更新制を議論するものではないことを確認したい。
- 現在でも一定期間内の就労を目標に就労支援・指導をしているが、明確に期間を定めて受給者に就労の指導や通知をするための根拠となる規定が必要。
- 就労へのインセンティブについては、受給者サイドだけでなく、雇用主である企業に

対する仕組みも考えて欲しい。また、住宅手当は今年度で終了する。住宅手当の評価と求職者支援制度との関係について確認したい。

- 子どもの貧困連鎖防止に向けた実施計画の策定についても、都市部と地方とでは状況が異なる。実施計画の策定は慎重に検討すべきではないか。

<厚生労働省発言>

- 稼働能力の有無の判定プロセスについては、現在国において手引き等を策定している。さらに、国において統一的な対応が必要という話であれば、現行の手引き等を充実させたい。また、医師による判定に限るつもりはない。
- 労働施策との関係について、基本的には、雇用施策でカバーできるところはしっかり対応するという考え。非正規労働者対策も重要であり、ハローワークにおけるマッチング機能強化や有期労働契約の見直しの検討等も行っている。
- 現在、基金訓練受講者の就職率は約7割、一定の成果と評価。求職者支援制度においては、訓練受講後3ヶ月間はハローワークへの来所を求める等就労支援も強化。求職者支援制度の給付は、訓練期間中の生活支援との位置付けであり、生活保護とは性格が異なる。
- 事業主に対する経済的インセンティブとしては、トライアル雇用奨励金がある。生活保護受給者に限るものではなく、規模も十分ではない。各自治体においても同様の問題意識であれば、今後の検討事項としては考えられる。
- 住宅手当については、一定の成果が見られるものの、就労率が3割と低い状況。今後の事業については、現在財務当局と調整中である。
- 自立支援計画の策定については、今後の各論において議論したい。
- 期間を設定した集中的かつ強力な就労支援については、捉え方によって様々に考えられる。生活保護の基本理念や原則との関係を踏まえ検討すべきと考える。
- 社会奉仕活動等への参加の義務付けについては、憲法との関係等について慎重な検討が必要。

2. 医療扶助や住宅扶助の適正化その他不正受給対策等について

(住宅扶助関係)

<地方自治体発言>

- 貧困ビジネスに対して条例による規制を講じても、その規制の目をくぐるように手法が多様化しているのが現状。当事者間の民事契約を理由に行政が介入することが困難な場面もある。こうした実態を踏まえた規制の在り方についても検討していただきたい。
- 生活保護受給者に対しては、あえて住宅扶助の上限額で契約する業者がいる。受給者に対して、近隣相場よりも高額な家賃を徴収されている実態を説明しても、自分の収入が増える訳ではなく問題意識を持たないため、転居指導にならない。現物給付の在り方など、住宅扶助の在り方について検討したい。
- 住宅扶助の現物給付を拡大することは、自治体が提供できる住居を用意しておかなければならないことであり、現実的には難しいのではないかと。

<厚生労働省発言>

- 住宅扶助の基準設定は自治体への権限移譲を想定したものではない。例えば、敷金に関する基準が自治体間でかなり差がある。このような地域差についても各論で検討したい。

(医療扶助関係等)

<地方自治体発言>

- 医療扶助については、受給者本人に負担がなく、結果として医療費の増大に繋がっている。自己負担の導入について検討していただきたい。
- 医療扶助の電子レセプトを先行導入しているが、システムがうまく機能していないのが現状。現場がうまく機能するための方策について検討していただきたい。
- 医療扶助の電子レセプトがまだ機能していないので、医療扶助の実施計画の策定についての検討は時期尚早ではないかと。
- 現行の医療券方式は、現代の社会システムに対応できていないのではないかと。医療扶助の実施方式についても検討すべき。
- 全実施機関で医療扶助の実施計画を導入することは現実的ではないのではないかと。
- 介護扶助について、上限額まで請求する事業者が非常に多いという実感がある。介護

扶助の適正化も議論すべきではないか。

<厚生労働省発言>

- 医療扶助の電子レセプトについては、運用マニュアルを作成しており、今後実施機関にお示ししたい。

国民健康保険は、既に医療費適正化計画を各自治体が導入し検証していただいている。それらも参考にしながら、医療扶助の実施計画の策定については、各論において議論したい。

介護扶助の適正化については、論点として追加したい。

(その他)

<地方自治体発言>

- 課税調査をきっかけとした不正受給、不正就労の発見は有効。しかし24時間体制の就労先も多く、不正就労の事実を把握しきれないのが実情。
- アウトリーチ型の高齢者世帯の見守り強化事業を行っている。地デジ関連のサポーターがきっかけになったケースもある。アウトリーチは効果を上げている。
- 要保護者の把握という意味では、水道料金の滞納等の困窮情報は福祉事務所に提供されることになっており、ライフライン事業者との連携は有効である。
- モデル事業として実施しているパーソナルサポートの効果を示して欲しい。

<厚生労働省発言>

- 実施機関からの照会等に関する回答義務を民間事業者に課することについては、他制度においても例がなく、慎重に検討すべきではないか。

3. 全体を通じた議論等

<地方自治体発言>

- 生活保護費負担金の全額国庫負担について、中長期課題としては検討項目に加えるよう強くお願いしたい。
- 昨年、大量の中国人が入国直後に生活保護を申請した事案があった。外国人への生活保護の在り方についても検討項目としたい。
- 新しい取組を始めると事務量が増加する。スクラップ・アンド・ビルドの考え方で、事務の簡素化を図ることも同時に行う必要があるのではないかと。特に調査事務の簡素化

を検討すべき。

- 中長期的にはケースワーカーの在り方についても議論する必要がある。
- 福祉事務所、実施体制の問題、分析が必要。小さい福祉事務所では、就労や教育支援全てを行うことは困難。生活保護の実施機関は何を専門としてやるべきところか、どこまで関係機関と連携するのかという線引きを整理しないといけない。
- 地域によって福祉事務所の規模が異なる。小規模な福祉事務所では、なかなか新しいことに手がまわらない。有効な実施計画を策定できるか疑問。
- 小規模な福祉事務所からの意見としては、国が就労支援メニューを策定しても、支援の対象となる受給者が少ない等、要件を満たすことができないため、活用できないことが多い。小規模な福祉事務所の在り方も踏まえて検討していただきたい。
- 今回の議論に関して、国は現時点で法改正について社会保障審議会にかけるとの予定はないという話であったが、生活保護法改正の経過をみると、これまでは一連の手続きを取られているので、再度検討いただきたい。

<厚生労働省発言>

- 今回の協議の取りまとめの結果、法律改正が必要な事項が整理された場合、法律改正に向けた具体的手続については、ハイレベル会合においても申し上げたとおり、政府・与党における必要な手続を踏むこととしたい。